

「まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業」
質問回答書

項番	区分、様式等	質問	回答
1	実施要領 3. 公募型プロポーザル応募 資格要件（４）	3-(4)において「法人の場合は、その代表者も含む」と記載されていますが、代表者個人に係る納税証明書の提出は必須でしょうか。法人の納税証明書その3の3を代替書類として提出予定です。他代替書類があればご教示いただけないでしょうか。	「実施要領4（２）（エ）」のとおり、添付書類は事業者の完納証明書のみの提出で問題ございません。また、市区町村が発行した完納証明書の代替として納税証明書「その3の3」でも差し支えありません。
2	実施要領 4. 企画提案参加表明書、及び事業者概要書の作成・提出（２）（イ）及び様式2 事業者概要書	「本業務と種類及び規模が類似する契約」について、対象となる業務分野、契約金額、履行期間等の判断基準があれば、ご教示ください。また、市民参加による課題抽出、まちづくり計画の策定、情報プラットフォームの検討・構築、実証実験又は社会実装のうち、一部を含む業務も類似業務として記載可能でしょうか。	「実施要領4（２）（イ）」の記載のほか、判断基準は設けていません。「別紙2 プロポーザル審査基準書」の審査基準に適した実績をお示しください。
3	実施要領 4. 企画提案参加表明書、及び事業者概要書の作成・提出（２）（イ）	4-(2)-(イ)該当業務の委託契約書の写しについて、金額とお客様が分かる記載事項をマスキングして提出いたしますが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。
4	実施要領 4. 企画提案参加表明書、及び事業者概要書の作成・提出（３）（ア）及び（ウ）及び 実施要領 6. 企画提案書の作成・提出（２）（ア）及び（ウ）	企画提案書等の提出について、「提出期間中に提出先に到達しない企画提案書等は、理由のいかんに関わらず受理しない」とあるが、大雨その他の災害等、提案者の責めに帰すことのできない事由により、期限までの持参又は郵送が困難となった場合も、同様の取扱いとなりますでしょうか。またこの場合、電子メールやオンラインストレージ等による電子データの提出など、代替となる提出方法はありますか。	「実施要領4（３）（ア）及び（ウ）」及び 実施要領6（２）（ア）及び（ウ）」の記載のとおり受理いたしかねます。余裕をもった発送・持参をお願いします。
5	実施要領 6. 企画提案書の作成・提出（２）及び 7. 審査（５）	プレゼンテーションでは、9月30日までに提出する企画提案書及び企画提案説明書とは別に、プレゼンテーション用資料を作成し、使用することは可能でしょうか。可能な場合、プレゼンテーション用資料の事前提出の可否、提出期限、提出形式及び提出後の内容変更の可否についてご教示ください。	「実施要領6」で提出された資料の差し替えについては、書類選考及び審査委員への事前共有に支障が生じるため、受け付けておりません。他方で、提出された資料の一部を省略してプレゼンテーションを行うことは、提案者の裁量に委ねます。
6	実施要領 7. 審査（５）	プレゼンテーション当日は、プロジェクター又は大型モニター、スクリーン、接続用ケーブル等をご用意いただけるでしょうか。また、提案者によるパソコンの持込みの可否についてもご教示ください。	プレゼンテーション当日は、プロジェクタ、スクリーン、テーブルタップ、HDMIケーブル（プロジェクタ本体とパソコンの接続用）の備品を準備します。このほか必要と判断する備品及びパソコンは提案者にて準備をお願いします。
7	仕様書 5 業務内容（１）①	現状分析をするにあたって、伊那市様が保有されている交通データ（バス利用実績、駐車場利用データ等）や過去の市民アンケート結果等を受託者に提供可能でしょうか。	開示可能な範囲で可能です。
8	仕様書 5 業務内容（１）②	多世代の市民に対し、ワーキンググループへの参加を呼び掛けるにあたって、伊那市様からの募集広報や集客面でのご協力（例：市広報誌など）をいただくことは可能でしょうか。	受託者との協議の上、協力して実施いたします。
9	仕様書 5 業務内容（１）②	ワーキンググループ等の開催に伴う参加者への謝礼、旅費、会場使用料等について、市が直接負担する経費と受託者が委託料の範囲内で負担する経費の区分に関する想定があれば、ご教示ください。あわせて、参加者の募集・選定、会場の確保及び開催案内等について、市と受託者の役割分担に関する想定があれば、ご教示ください。	ワーキンググループ等の開催に伴う参加者への謝礼、旅費、会場使用料等は、全て委託料の範囲内で実施いただきます。その他、参加者の募集・選定、会場の確保及び開催案内等については、項番8のとおりです。
10	仕様書 5 業務内容（２）④ 及び 様式6 見積書	5業務内容－（２）令和9年度－④ Wi-Fiの整備検討本業務はWi-Fi環境の整備に係る検討業務であることから、Wi-Fi機器の調達費、設置費及び関連工事費等の整備費については、本業務の見積りには含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	様式6のとおり、令和9年度、令和10年度に関しては、実施内容が未定のため見積書の作成・提出は必要ございません。これに伴い「実施要領6（１）（イ）」及び「様式6」を修正し、市のホームページ上に掲載いたしました。

「まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業」
質問回答書

項番	区分、様式等	質問	回答
11	仕様書 5 業務内容（２）⑤	⑤ ビジネスモデル及び収益モデルの策定 「実証するプラットフォーム等の令和１１年度以降の実装を見据えるため、広告等収入等によるビジネスモデルを検討及び策定する。」とありますが、プロジェクトで検討し、伊那市側と合意形成した手法にて運用を進める中で、それでも実装後の運用費が賄えない場合は、市が予算を組んで事業を運用していく、と言う事でよろしいのでしょうか？（実際の採算について受託者はその責を負わないという事でよいのか？）	令和１１年度以降の運営方法については、３年間の実証結果及びビジネスモデル（運営母体及び運用費用含む）の検証結果に基づいて決定します。原則、令和１１年度以降に関して、受託者に責任を求めることはありません。 一方で、令和１１年度以降において、提案者の意向に基づき、本事業に継続して参画いただくことを制限するものではありません。
12	仕様書 5 業務内容（２）⑤	R10年度の当事業終了後、どのように運営されるのか決まっていますでしょうか。（伊那市様以外の別途主体での運営想定でしょうか。）	項番１１のとおりです。
13	仕様書 7 プロジェクトの進め方	週1回程度の開催が想定されている担当者との進捗管理会議について、オンライン又は対面とオンラインを併用した形式で開催することは可能でしょうか。	差し支えありません。
14	様式6 見積書	様式6は令和8年度の見積書様式となっておりますが、令和9年度および令和10年度の見積書については、同様式を複製して作成の上、提出するとの理解でよろしいでしょうか。	項番１０のとおりです。
15	様式6 見積書	令和9年度および令和10年度の見積額については、現時点における事業者の想定に基づくものとなるため、参考見積として提出するとの認識でよろしいでしょうか。	項番１０のとおりです。